

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和3年度調査）への協力依頼  
について（再協力依頼）  
計4枚（本紙を除く）

Vol.1018

令和3年11月11日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3960、3961)  
FAX : 03-3595-4010

事務連絡  
令和3年11月11日

各都道府県介護保険担当主管部（局）  
各市区町村介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局総務課  
厚生労働省老健局介護保険計画課  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査  
（令和3年度調査）への協力依頼について（再協力依頼）

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年10月11日付け事務連絡「令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和3年度調査）への協力依頼について」にて、標記調査への協力依頼を差し上げたところです。

別紙のとおり回答期限を過ぎている調査もございますが、引き続きご提出いただくことは可能ですので、貴管内の介護保険施設・事業所へ周知いただくなど、特段のご配慮をお願いいたしますよう、改めてお願い申し上げます。

\*調査対象の介護保険施設・事業所には10月初旬以降、郵送にて調査票（依頼文）を発送しております。現時点で調査票（依頼文）が届いていない施設・事業所におかれましては回答の必要はございませんのでご承知ください。

## 記

- 1 添付資料  
別紙「介護報酬改定検証・研究委員会について」
- 2 参考  
第203回社会保障審議会介護給付費分科会（令和3年9月27日）資料  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21231.html)

## 1 設置の目的

- 令和6年度の介護報酬改定に向けて、令和3年度の介護報酬改定の効果の検証や「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項に関する実態調査等を行うことを目的として、社会保障審議会介護給付費分科会に介護報酬改定検証・研究委員会を設置する。

## 2 委員

- 公益委員及び学識経験者14名により構成(令和3年11月11日現在)

## 3 今後のスケジュール

令和3年10月・11月

- 調査票発送(一部、12月発出)

11月・12月

- 集計・分析・検証

令和4年1月・2月

- 分析・検証(一部、1月集計)

3月

- 介護報酬改定検証・研究委員会
  - ・ 調査結果の報告、調査結果に対する評価を実施
- 社会保障審議会介護給付費分科会
  - ・ 介護報酬改定検証・研究委員会から報告された調査結果等を決定(予定)

# 介護報酬改定検証・研究委員会について

## 4 令和3年度介護報酬改定検証・研究調査について

### (1) 介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業

実施主体 : 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

調査票の発出日 : (自治体向け) **10月15日** (提出期限 **10月29日**)

(施設向け) **10月19日** (提出期限 **11月 9日**)

### (2) LIFEを活用した取組状況の把握および訪問系サービス・居宅介護支援事業所におけるLIFEの活用可能性の検証に関する調査研究事業

実施主体 : 株式会社三菱総合研究所

調査票の発出日 : (アンケート調査) **10月 6日** (提出期限 **11月 5日**)

(モデル事業調査) **12月15日(予定)** (提出期限 **1月15日(予定)**)

### (3) 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減に関する調査研究事業

実施主体 : 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

調査票の発出日 : **10月14日** (提出期限 **11月 2日**)

## 介護報酬改定検証・研究委員会について

### (4) 福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

実施主体 : エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

調査票の発出日 : 10月14日 (提出期限 11月 5日)

※ なお、提出期限が過ぎた場合も、引き続きご提出いただくことが可能でございます。  
未回答の介護保険施設・事業所におかれましては、できる限りご協力くださいますようお願い申し上げます。